

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	令和5年度第2回朝霞市入札監視委員会	
開催日時	令和6年1月30日（火曜日） 午前9時から午前11時30分まで	
開催場所	朝霞市役所 別館2階 第1委員会室	
出席者及び欠席者の職・氏名	委員3人（尾崎委員長、新井委員、興松委員） 事務局4人（丸山契約検査課長、長谷川課長補佐、百瀬係長、中島主事） 教育総務課3人（関口学校教育部次長兼教育総務課長、岡田係長、澤口主任） 学校給食課2人（長谷課長、田中係長） 中央公民館3人（又賀館長、松本館長補佐、荒谷係長） 財産管理課1人（清水係長）	
議題	1 入札等の審議について 2 入札及び契約手続きの運用状況の報告について 3 次回の会議について	
会議資料	抽出案件説明書 入札及び契約手続きの運用状況の報告	
会議録の作成方針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 委員全員による確認	
傍聴者の数	なし	
その他の必要事項		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【開会】

- ・ 会議公開の決定
- ・ 傍聴人の有無の確認
- ・ 各委員の除斥確認

【議題1 入札等の審議について】

**案件名：小・中学校校務用コンピュータ等賃貸借**  
**（担当課：教育総務課）**

入札に関する事項について、事務局から説明。  
業務内容について、担当課から説明。

（興松委員）

まず、最低制限価格を設定しないというのは、何か理由があるのか。

（長谷川課長補佐）

物品・リースに関しては、最低制限価格の設定をしていない。

（興松委員）

設定しない理由はあるのか。

（長谷川課長補佐）

労務単価というよりも物の金額に重きを置いている案件は安価なほど良いが、人件費が関わる工事や業務委託については、最低賃金などを鑑みて最低制限価格というのを決めている。

賃貸借契約の場合は、物の金額という形になるので最低制限価格を設定せずに入札を行っている。

（尾崎委員長）

今、興松委員からあった最低制限価格についての質問は、物だから設定しなくてもよいのかということだと思うが。

（興松委員）

あまりにも乖離があると思ったので。

（尾崎委員長）

物だから大丈夫であるというようなものではないから議題として出てきているわけで、このあたりは検討するに値するようなことかもしれないが、一応、このようなルールで今まで来ているという理解でよいか。

（長谷川課長補佐）

そのとおりである。

(新井委員)

設計段階で、校務用パソコンの取扱実績のある業者、2者から見積書を徴取して積算したとあるが、少なくとも7年以上前に同業の物品のリース経験のある業者が見積もったのが設計金額であり、落札率は42%であったということか。これだけの乖離が出てしまったことについて担当課はどのように考えているのか。

(岡田係長)

これだけ差が開くということは、想定をしていなかった。

今回はパソコンの調達であるが、学校のネットワークに繋ぐ設定等も含めてパソコンの調達としており、学校のセンターサーバーに繋げる設定費などは、現行事業者に見積もりを依頼するのが良いと考え、見積もりを依頼した。

最初の見積もり金額は約3億円であり、内部で精査した結果、最終的にこの1億円ぐらいを設計金額とした。

推測になるが、今回落とした事業者は今プロポーザルをかけている別案件であるセンターサーバーの案件を見越して、パソコンの契約を取りたくて、市場価格よりも非常に低額の札を入れてきたのではないかというふうに分析している。

(新井委員)

センターサーバーのプロポーザルがあるというが、どのくらいの仕事になるのか。何億ぐらいの。

(岡田係長)

現行のセンターサーバーはデータセンターというところにサーバーを立てて物理的に置いているものであるが、次期サーバーは、クラウド、ゼロトラストモデルというものを目指している。どうしてもサーバーは外資のものを借りるため、為替の関係で金額は概算となるが6億円から7億円程度の規模の契約になると考えている。

(新井委員)

承知した。

入札経過及び結果表にある業者の中で1、2、3番目はほぼ同じような金額であるが、この3者の実質的な競争であったのか。

(岡田係長)

こちらも推測になってしまうが、この3者は前契約の現行事業者と関係性のあるリース会社であったのではないかというふうに認識している。

そして、4番目のところがいわゆる前契約とは別の事業者と関係のあるリース会社であったのではないかと考えており、我々としては、適正価格がどちらかというところの4番目の業者の入札金額が市場価格に比較的近いものだったのではないかというふうに認識をしている。

(新井委員)

承知した。

(尾崎委員長)

今回のような規模の大きいリースというか賃貸契約の設計書を作る上で、見積もりを

取らと思うが、工事・業務委託でもあることで、そのときに誰にあるいはい何者に頼むのかというのは担当課の判断だと思うが、今回、この2者にしたというのはどのような理由か。

(岡田係長)

まず、1者は、現行の事業者が構築したネットワークに接続することができるパソコンでなければならないため、現行の事業者1者に確認をした。

次に、その1者の金額が非常に高額であり、設計金額として妥当性がないと考え、また、庁内のデジタル推進部門からの指摘も受けたため別の事業者1者に確認をした。

先ほど説明したセンターサーバーに繋がる設定をするためには、単純に持ってきたパソコンには設定することができないといった、ある意味ベンダーロックがあり、現行事業者が調達したパソコンでないとサーバーと接続できないような状況であった。

契約検査課とデジタル推進課からこの点を解消しないと適正な入札ができない等の意見もあったことから、事業者と調整をし、その設定をする部分を委託業務として、別途、現行事業者と契約するような形で外に出すこととした。

ただ、単純な端末の調達だけではなかったため、やはり当市の実績があり当市の環境をある程度わかっている事業者から見積もりをもらうのが妥当だという判断をし、金額にしては少ないかもしれないが、2者から見積もりをもらった。

(尾崎委員長)

今伺っていると、当初は1者でよいという判断がされているように聞こえる。あまりに高過ぎるからこれまずい、あるいは他の部署からアドバイスがあったからもう1者確認した、というこのプロセスがあまり望ましいものではないと思う。

そもそも見積もりを取るときにどのようなスタンスで、どのような業者に何者聞くかなどそれなりに持っていた方がいいのではないか。

ベンダーロックの話があったがタイミング的にこうなってしまうのは、どうしようもないのかもしれない。

こういう賃貸借あるいはシステムに繋ぐというのは、学校関係だけではない可能性があるのもので、改善するというような、市政としてより良い方向へ変えて行くようなことは考えた方がいいのではないかと思う。

あまりに近しいところから始まっている。例えば、あえて現行の契約業者と違うところにするなど工夫ができると思う。

(新井委員)

先ほどの説明の現行システムへの接続する部分をその業者に委託したようだが、コスト面ではどのくらいの規模の事業であったのか。

(岡田係長)

今回、9月に調達した538台のノートパソコンを既存のネットワークのところに繋ぐための設定の予算の規模は、約450万円の委託料であった。

小学校が10校、中学校が5校あり、各学校それぞれ利用環境が少し異なり、それを設定しなければならないため、そういったところから約450万という金額となった。

(新井委員)

承知した。

今回は主にパソコン自体のハードがかなり老朽化しており、その中に入っているソフ

トやWindows系もかなり古くなっていることからアップデートも間に合わなくなり、サポート体制もなくなってきたということだと思う。ここ数十年間で公共団体の業務は、全てパソコンが必要になっており、その中でも世の中の変化スピードがどんどん早くなり、例えばハードディスクからホストコンピューターからクラウドという形で保存形態も変わってきている。

例えば、私のようなITに無知な人間だとこの1回で案件を落とせば、更新の際には入札をしないで次も取れるだろうし、1回安くても入り込めばそのまま更新、場合によっては随契に切り替えられ、がっちり入り込めるというのがこういうリース業者の手法だと思う。特にソフトウェアのアップデートなどの更新業務にあり、市役所の住基ネットとかと全部と絡むものにがっちり入ったときは金額も大きくなるだろう。

このような会社のテクニカルな部分、今言ったように入札を回避するとか入札を有利にするなどの仕組みは他にも目につくことがあるのか。

今回は初めてなのか。入札自体が機能しなくなるような仕組みがはめ込まれていたと思うが、今回、担当の教育総務課が気づいたのかもしれないが、他の課でも同じようなことはたくさんあると思う。

特に住民基本台帳との絡みだとか、これはもう膨大なセキュリティとネットワークが必要になると思うが、どこまでご存知なのかを教えてくださいましたら助かる。

(長谷川課長補佐)

様々な入札を執行しているので、先ほどのベンダーロックインの話もあったが、競争になっているのかどうか疑わしいような、結果を見て思う案件はだんだん増えてきているように感じる。

ただ、委員指摘の理由だけでもなさそうであるため、直接繋がっているかどうかというのがなかなか判断しづらいと思う。

(新井委員)

朝霞市独自での調査では限界があり、例えば、この4市の新座市、和光市、志木市に聞くというような仕組みや慣例というのはあるのか。いわゆる入札を適正化するという共通目的は皆同じ市町村が持っている。その情報共有ないしは情報交換をする機会はあるのか。

(長谷川課長補佐)

近隣の4市ではコロナ禍前までは年に1回集まって情報交換というのは実際行っていた。直近ではコロナの件があったので、直接では集まっていないが、各市への質問を作り、各市でその質問に対してこういうやり方をしているといった回答を作成し、書面会議という形でコミュニケーションをとっている。

一つの賃貸借にしても色々な手法があり、最近はどのような手法があるのかななどの調査研究を契約検査課の方でもしているが、やはりうちに入札依頼が来る段階で、ある程度固まってしまっているというところあり、正直、うちの立場もあるので、なかなかそれを変えるというのは難しいが、入札の方で何か工夫できることがないのかということ、近隣4市で打ち合わせをしている。

(新井委員)

まさにその点で、蓋を開けてみたら落札率が入札のデータとしては異例だったがその理由というのはわかった。

今回、外に出すという手法で公正な入札を確保できたからいい。それができなかった

場合に、他市では入札が駄目だから随契に切り替えている市町村もあるのではないかと思う。そうすると入札は公正に行うけれども、その前の段階で既に公平性、公正性を削がれているのではないか。入札監視の以前に入札自体が仕組みとして開示される危険がある業務だったように思う。

今回、対応できたからいいが、この入札システムそのものの監視以外にも、やはりもっと究極的に適正な業務を適正な価格で、いわゆる公の財産を適正に使うという使命を担って、この入札監視、入札制度自体がある。その目的のために入札だけを監視してみても、その前で振るわれてしまう、その危険を今回感じました。

担当課は7年前だともう人事異動で誰もわからない。経験値も財産になっていないだろうからこのような問題点を例えば四市協議会のような形で、問題点を共有化することによってより改善できないのかな。というのが私の意見である。

(尾崎委員長)

もちろん教育分野においても担当課内でもいろいろと情報共有は大事であり、入札全般、契約全般に関して、やはりコントロールセンターというか、担当課も知恵を寄せ合う、集め合うというのはぜひやってほしいし、それに応じて改善をするというのをぜひ年に1回か2回ぐらい庁舎の中の担当課に対して研修をしていると思うが、そういう場を利用して、新しいような良いものがあればそれを庁内に広めるようなしてもらいたいと思う。1人で抱え込まずに相談するというのはどんな分野でもそうだと思うがいかがか。

(興松委員)

正直、最初に2者にしているというのが少ないと思ったところであり、やはり色々な問題出てくると思うので、先生方がおっしゃったように情報共有というのは大切であると思う。

(尾崎委員長)

結果的に2者になったけれども、はじめは1者でいいというように聞こえたが、見積もりはできるだけ直結しないところがなかなかないと思うけれども、その方がもちろん良いと思う。そうは言ってもできる会社はないと言われると現行の事業者になり、この場合は色々と設定の関係だったということは理解できる。

これは市全体の話だが、興松委員の言うとおりの点は市民に聞いても多分そうなのではないかと思う。

確かに、少し改善の余地はあるかなと思うが、事情から言うと理解はできたため、この案件については、適切に行われたと思う。

(案件に対する監視委員会からの意見)

意見なし

**案件名：朝霞第四小学校給食調理等業務委託**  
**(担当課：学校給食課)**

随意契約に関する事項及び業務内容について、担当課から説明及び当日配布資料の説明。

(興松委員)

今回見積もりを3者に依頼しているが、市の方でこの3者を選定し見積もりを依頼したのか。

(田中係長)

この業務は応募いただける会社は手を挙げてくださいという形で募集しており、その結果、手を挙げた3者から見積もりの提出があったものである。

(尾崎委員長)

広くプロポーザルを募集したということか。

(田中係長)

そのとおりである。

(興松委員)

通常、このような業務ができる業者というのはどのぐらいいるのか。

(田中係長)

数は多いと思うが、過去の他の学校の案件では10者以上の応募があったこともある。具体的に何者ぐらいいるかということについては把握していない。

(興松委員)

今まではもっと多くの応募があったが今回は3者しか応募がなかったということか。

(田中係長)

そのとおりである。

業務に必要となる食数の規模などが主な原因となるかもしれないが各者が利益などを考えた結果、手を挙げたのが3者であったのではないかと考えている。

(興松委員)

やり方から見ると、もっと応募してもらった方がよかったのではないかと感じる。良いというより手を挙げてもらった方がより良いものになるというのかな。応募者が3者に留まった理由というのはどういうことか。規模的に厳しかったということがあるのかもしれないが。

(長谷課長)

この第四小学校のときには資料にあるとおり3者が手挙げているが、1年前にも別の小学校の同じ業務をプロポーザルで行っており、その時には9者が手を挙げていたため、そのぐらいの応募はあるという見込みでいた。

直接の原因というのは把握できていない。

(長谷川課長補佐)

契約検査課の方でどのくらい登録業者がいるか確認したところ、現在、朝霞市に登録している業者は全国規模で考えると全部で47者の登録がある。

また、別の案件で同じような業務である保育園の給食調理業務委託の入札をつい最近、執行しているが、このときに9者指名し、応札が全部で5者という結果になっている。

辞退の会社は4者いるが、辞退の具体的な理由は掴めていない。

(新井委員)

朝霞市は小学校と中学校が全部で何校あり、その中で給食が自校方式とセントラル方式で分かれているのか。

(田中係長)

自校給食室方式が朝霞第四小学校、朝霞第五小学校、朝霞第八小学校の3校であり、自校給食室がある小学校と朝霞第十小学校以外の小学校6校の給食を浜崎学校給食センターで作っている。朝霞第十小学校と中学校5校の合計6校分の給食を溝沼学校給食センターで調理している。

(新井委員)

その給食1食当たりのコストというのは自校式とセントラル方式と比較してどの程度の差があるか。

(長谷課長)

給食費として徴収している金額では1食当たり中学校で350円前後、小学校は280円前後だったと思う。

(新井委員)

それがセントラル方式で作る場合と自校調理方式で作る場合とで同じ値段でできるのか。

(長谷課長)

給食費は同じ金額を徴収している。

(新井委員)

給食費の徴収という意味では公平性の観点からそうだと思う。業者の立場から考えると、大手やチェーン店というのは、セントラルキッチン方式により各店舗に配送しながら仕上げ調理を行っており、人件費をオートメーション化や大型機械化がすることでコストを抑えられていると思う。

かつては給食のおばちゃんがいる、準公務員というか公務員の立場で給食調理委員がいた。どうしても公務員が給食を作る方が食材費を削って1食単価抑えようにも、労務費がものすごく高いため、近年ではアウトソーシングということでどんどん見直されセントラルキッチン方式になっている。

朝霞市の小学校の半分近くが自校方式を採用しており、アウトソーシングがかなり単価を抑えていると思うが、給食センター方式と自校調理方式を比較してどの程度、実質的にはコストが変わるのかなど。

自校調理方式には子供たちが調理と触れ合えるなどのメリットがある等の合理性があるという理由があると思うが、単価面で知りたかったなと思って。

(尾崎委員長)

セントラル方式と自校方式というのが、確かに徴収するそれぞれのお子さん1人当たり、給食費はあるけれども1食当たりの単価を考えると市の方のコストに差があるのではないかという疑問か。



(新井委員)

そこはもしかしたら数字をカウントされてないかもしれないが。

(尾崎委員長)

どうでしょうか。

(長谷課長)

朝霞市ではセンター方式と自校方式の二通り行っており、材料費についてはやはりセンター方式の方が大量納入することができ、スケールメリットはあるかなとは感じている。細かい数字というのは今出せないが、このスケールメリットはあると思う。

しかし、材料費については朝霞市の場合、公会計で給食を運営しているため、歳入と歳出は別で考えている。他の市では私会計ということで、各学校で保護者から徴収した給食費をそのまま材料の購入などに充てている自治体もあるが、朝霞市の場合は公会計で行っているため、材料の納入に関するスケールメリットというのは、直接は反映されてこないかなと思う。

ただ、やはり人件費については自校式の方が3校それぞれにそれなりの人数が要することから、多少割高になってくると考えられるが、具体的ないくらなのかという数字までは算出できない。

(新井委員)

では、今の既存の給食センターで朝霞市の全ての小・中学校の給食を賄うというか作り上げるパフォーマンス能力はあるのか。

仮に、自校方式を止めて給食センター方式に全部切り替えて、アウトソーシングすることで、コストを純粹に詰めていくということも考えられるが、そもそも既存の給食センターに朝霞市の全ての小・中学校の給食作る処理能力がないとするならば、もう一つセンターが立ち上げなくてはならないのか。そうなるとううなのかなと思ったので、既存の給食センターはどのくらいのパフォーマンスを持っているのか確認したい。

(長谷課長)

先ほどの説明のとおり現在、二つの給食センターで6校ずつ調理している。令和2年度までは、もう一つ給食センターがあり、三つの給食センターで運営していたがその一つの給食センターの老朽化等に伴い、廃止したため朝霞第八小学校を自校式にした。そのため今現在、全ての自校給食をやめて、センターで全部の15校を作るというのは能力的に難しいのではないかなと思う。

(新井委員)

自校式には自校式のメリットがあると思う。食教育という部分や校内に調理室があり近いことから温かい給食であるなど、機械的に運ばれてきたものを配膳するのではなく、そこで調理しているという、まさに給食のおばちゃんがいるなどの数字には表れないメリットがあると思う。

逆に言うとセントラル方式ではなく全ての学校を自校式に変えることも考えると、今セントラル方式を採用している学校は、セントラル方式用に学校を整備しているため、施設設備やキャパがないため給食室調理室を整備しなければならないということになるのか。

(長谷課長)

新たな学校で自校給食方式を取り入れるとなると、やはりご指摘のとおり調理するスペースなどを新たに作らなければならない。朝霞市の方針として大規模改修や学校をそのまま改築するときは、市長の方針にもあるように自校給食方式の導入を検討している。

(新井委員)

特に県南地域でもこの朝霞市は、日本の少子高齢化の中でも逆行しているというか、まだまだ子供が増えていく状態であり、子供が減っていくのであれば空き教室を改装すればいいが、今だと建物を建てないといけないという現実があると思う。

市長の自校方式の推進というのも前から伺っていたので、それなりの数値以上に与える教育的メリットがあるのだろうという理解をしていたので、それはそれでいいと思うが、どの程度コスト面に差があるのか確認してみたかったという意図で質問をした。

(尾崎委員長)

コストの差はわからないらしい。

(新井委員)

事前にこれを質問するといっていないので仕方ないかと。

(尾崎委員長)

このような質問は今日の機会より前にどなたかが伺っているのかなというような感覚を持つが、今持ち合わせがないと。

(新井委員)

恐らく、食材関係など一品コストを考えると、原材料や光熱費、労務費等はかなり変わるのかなとは思ふ。

ただ、その合理性というのは市長方針のとおり食教育という部分、子供にもたらす影響、特に小学生というのが大きいのかなと。だからそこに、どうして自校式を進めるという根拠付けをきちっとしておかないと、その数字に仮に差が出たときに、なぜだということになってしまう。そう思ったもので。

(尾崎委員長)

このプロポーザル方式はAからGの7名の審査員で選定委員会を構成して行ったと思うが、二つほど伺いたい。

このような学校給食の調理に関連する業者を選定する際に、プロポーザル方式を採用することは朝霞市独自なのか。そうではなく全国的なのかを知らないため教えて欲しい。

それからもう一つはもともと設計金額というかこちらの手元の金額として予定価格を用意していると思うがその予定価格を作る上でどのように積算して予定価格としたのか。この2点を教えてほしい。

(田中係長)

各自治体がどの方式を採用しているかについてはあまり把握していないが、入札を行っている自治体とプロポーザルを行っているそれぞれいることは認識している。

設計額については契約期間の3年、つまり36か月分の総額であり、積算としては人件費や会社がパートを雇うことに伴う費用などを積み上げている。消耗品等は受注者で購入し運営することとしているため、これらの消耗品がどのくらい必要となるか過去の

プロポーザルに参加した業者から得た資料を参考に積算し、設計額を算出した。

(尾崎委員長)

承知した。4月に選定関係の書類を公募するということは恐らく前年度から準備されたと思うが、今回のような業務ができるという業者が入札参加資格者名簿には四十何者いる中で、改めて見積もりを取ったわけではないということか。

(田中係長)

現在、第四小学校を受注している業者と他の2者程度から見積書を徴取した。

(尾崎委員長)

やはり見積もりの依頼はしたと。

(田中係長)

例えば、仕様で示す食数がこの条件となった場合は、どの程度費用が必要となるかを確認するため見積書を徴取し、見積書のとおりではなくて市として単価等を検討し積算した。

(尾崎委員長)

その辺りはどのくらい裁量が入るのか、つまり学校給食課の方でどのように予定価格を用意したのかということを知りたい。

初めの説明だと過去の状況からとのことだったが、2者から見積書を取ったということが確認できた。それをどのように反映したのか。どの程度参考にされたのか。誰が積算しても同じような結果になるようなことになるか、あるいは担当者でなければできないようなことで用意されたのかということを知りたい。

(田中係長)

そのようなことはない。担当者独自ということではなく、例えば、正社員が何名必要というのをこちらで決めている。見積もりを参考に、例えば5人必要な項目に1人当たりいくらの単価を掛けて積み上げているか確認し、積算している。

(尾崎委員長)

承知した。そういうようなものはある。それは何人いるかというのは仕様書に記載されているのか。

(田中係長)

例えば、仕様書の5ページ下段の調理業務等従事者の配置体制では、(2)に、常勤職員で業務責任者と業務副責任者を1名ずつ配置すること、6ページの一番上で正社員の調理員3名以上配置することなど、このように指定している。

(尾崎委員長)

労務単価というかそのようなものを掛け算するとおのずと出てくる。こういうことか。

(田中係長)

そのとおりである。

(尾崎委員長)

承知した。

方式としては、必ずしも全国規模行っているかどうか分からないがこのような事例は朝霞市だけではなく他自治体でも行っており、また、予定価格の設定についても、一応、何人以上が必要というような要件の設定をし、それに応じた予定価格の積算をしていることが確認できた。

プロポーザル方式を採用し、一次選定、二次選定において価格点を含め様々な観点から評価し、本件は適切に進められたと思う。

(案件に対する監視委員会からの意見)

意見なし

**案件名：中央公民館劣化状況調査業務委託  
(担当課：中央公民館、財産管理課)**

随意契約に関する事項及び業務内容について、担当課から説明。

(尾崎委員長)

指名競争入札が6月27日に行われ、一抜けというような言い方をされたということは、何か同日に他にもあったのではないかと推察するが、同じような案件が複数あったということか。

(長谷川課長補佐)

6月27日の入札では、中央公民館劣化状況調査業務委託と庁舎劣化状況調査業務委託の2案件の入札を同時に行っている。内容等がほぼ同じであり、金額もほぼ同じであったことなどから一抜け方式を採用した。

入札案件の開札の順番は、予定価格の高いものが先となるため、庁舎劣化状況調査業務委託の方は少し金額が高いので、こちらの開札後に今回の中央公民館劣化状況調査業務委託の開札をした。

資料の入札経過及び結果表の中央公民館劣化状況調査業務委託に、一抜けとして株式会社タックという記載があり、この株式会社タックが先に開札した庁舎劣化状況調査業務委託を落札したため、一抜けとなり、中央公民館劣化状況調査業務委託は株式会社ユニバーサル設計の1者のみの応札となったことから応札者が2者に満たないため、中央公民館劣化状況調査業務委託だけが不調となった。

(尾崎委員長)

承知した。

庁舎とはこの本庁舎か。

(長谷川課長補佐)

そのとおりである。

(尾崎委員長)

案件の規模として似たような予定価格であり、庁舎の方が1番で中央公民館の方が2番目ということか。

(長谷川課長補佐)  
そのとおりである。

(興松委員)  
同時に入札をするメリットはあるのか。

(長谷川課長補佐)  
同時に入札することに対してメリットはないと思われる。どちらかと言えば分けた方がメリットはあるのかもしれないが、どうしても業務の完成の時期などを考えると、同じ日に入札をしなければならない場面というのは、やはり今回のようにある。

そのため、今回、一抜けの入札としたのはあくまでも朝霞市としては必ず一抜けにしなければならないという決まりで行っているわけではなく、質問の趣旨から外れてしまうかもしれないが、案件の規模や履行期間などを総合的に考慮し、履行確保の観点から、例えば同じ会社が同時に取ってしまうと片方の業務の進捗が悪くなるといったことになってしまうのは困るため、今回は別々の業者に落札してほしいという趣旨で一抜けを組んだ。

(興松委員)  
この二つの案件が同じ業者では駄目という理由はあるのか。

(長谷川課長補佐)  
適切な履行確保の観点から、例えば同時に二つの案件を落札した場合に、業者の力量はそれぞれ異なるかもしれないが、もし同じ業者が落札され業務がうまく進まなかった場合は、問題が生じることとなるため当課としては事前に入札を執行する段階で、一抜けを組んでいる。

(尾崎委員長)  
一抜けで組んだということであったが、契約検査課からの指示があったという理解でよいか。

(長谷川課長補佐)  
そうではない。今回の入札は指名競争入札であり、入札の案件を決めるに当たり、指名委員会というものを毎回実施しており、その中で決めている。

(尾崎委員長)  
指名委員会というところで、一抜け方式を採用しようとしたと決めたということか。

(長谷川課長補佐)  
そのとおりである。

(尾崎委員長)  
興松委員はそれが適切なのかどうかを伺いたいように思うが。

(長谷川課長補佐)  
申し訳ない。一抜け方式の目的をもう一度説明すると、大きく二つ目的があり、一つ

目は受注機会の均等化による市内業者の育成である。もう一つは過大受注によって工事等の品質低下の防止を図ることを目的にし、一抜け方式による入札を実施している。

よって、今回は同時に取ってしまった場合品質の低下の可能性があるということで、別々の業者に落札してほしいことから一抜け方式を採用している。

(興松委員)

そうすると、他に市内業者を育成するために入札に参加してもらう工夫はないのか。

(丸山課長)

土木系の工事では、この一抜け方式を年間数回程度採用している。土木系の工事業者は市内業者が多いため、同じぐらいの規模で同じ日に入札を執行した場合、一つの業者に偏った受注となりかねないという懸念があることや、落札したはいいが実際それほど多くの工事はできないという業者もいるかもしれないことから、市内業者の育成と品質の確保をするために一抜け方式を採用している。

(興松委員)

趣旨はわかるがこのようなやり方をするのであればもう少し幅広く参加してもらうような工夫が必要なのではないかと思う。

今回のケースは応札者が2者のみであり、この時点で次の案件は絶対決まらないというような状態になってしまっているような気がする。

(丸山課長)

基準より多い9者を指名したが、辞退が7者という結果になってしまった。

(興松委員)

ここが問題であったと思う。

(丸山課長)

辞退する辞退しないというのは業者次第であり、我々も辞退されないように過去の実績など鑑みて指名をしている。辞退の理由を確認しているわけではないが、その時期に同じような規模の案件が例えば他の市町村であり、そちらを落札したため朝霞市の案件はやめるなど事業者によって様々な事情もあり辞退されていると思う。今回は指名業者数を9者としたが結果的に応札があったのはこの2者しかいなかった。

(興松委員)

この方式の目的の大きい方は一番目の理由だと感じたがそこに対してもう少し工夫が要るのではないかと思う。

(長谷川課長補佐)

この案件の指名業者数は9者であり、実際にその半分以上である7者が辞退をしており、やはり辞退者が多かったのが個別に業者へヒアリングを行ったところ、本件の入札は6月27日に執行したが、近隣市を含めた自治体の設計案件の発注は4月または5月頃に入札を行っていた。

結果的に辞退されている業者はそこである程度大きい仕事を取っており、そうなる今回の案件は、履行期間が令和5年10月31日までの仕様となっていることから、やはりタイミング的になかなか手を出したら業務が完了できないと判断をされてしまった

のではないかと思う。

7者がほぼ同じ回答であったため、やはり入札をする時期としてコンサルや設計の業務を入札するタイミングというのが今回、難しかったのではないかというように結果を見て思う。

(新井委員)

市庁舎の同じ業務の入札は成立したか。

(長谷川課長補佐)

成立した。

(新井委員)

設計金額と落札金額はどのぐらいか。

(長谷川課長補佐)

設計金額が1035万9000円で落札金額が999万円である。

(新井委員)

落札率は何パーセントか。

(長谷川課長補佐)

96.4パーセントである。

(新井委員)

今回の中央公民館の場合は随契だから設計金額どおりになったというわけか。

(丸山課長)

入札のときも設計金額と同額で応札しており、随意契約の際にもこの業者は同額で見積書の提出があったということである。

(新井委員)

この業者は市庁舎のときも入札はされているのか。

(長谷川課長補佐)

応札があり、設計金額と同額であった。

(新井委員)

承知した。

そうすると同じような業務の入札を行い、実際に入札が成立した案件の落札率は96パーセント程度であった。この業者はもしかしたら中央公民館の案件も市庁舎と同じ落札率ぐらいで入札した可能性もあるのではないか。

随意契約へ移行する際は、価格交渉はできないのか。例えば、金額交渉をして前の市庁舎の落札率である96パーセントぐらいの金額で契約するというようなことはないのか。

(長谷川課長補佐)

今回8号の随意契約という形で契約をしており、基本的に金額は入札時に入れていた  
だいた金額というのが条件になっている。

(新井委員)  
承知した。

(尾崎委員長)  
日取りからいうと6月27日が指名競争入札の開札日で、その後に随意契約に至る見  
積もり合わせを7月4日にやっていることになっていると思うが。

(長谷川課長補佐)  
手続き上行っているようなものであり、随意契約に移行するためもう一度見積もりを  
取っているが金額は同じである。

(尾崎委員長)  
業者の考え方は同じでいきましょうと結果的になっているが、市に別途出し直す機会  
はあったということか。  
しかし、やはり下げることにはしない。少なくとも範囲には入っているわけだからとこ  
うようなことが実際のところか。  
新井委員の質問で市庁舎の設計金額や落札率の話があったため確認したいが、もとも  
との予定価格をどのように用意したのか。  
二つの業務は若干異なるかもしれないが、どのように積算をして設計金額を用意した  
のか。

(清水係長)  
中央公民館劣化状況調査業務委託及び庁舎劣化状況調査業務委託の設計については、  
設計事務所に見積もりを依頼し、直接人件費や特別経費として高所作業車及び高所作業  
車に係る安全対策費などの市場調査をした。人件費については何人工必要となるかを参  
考にし、それに対して県単価を掛けて、先ほどの高所作業車等の特別経費を合算し、諸  
経費を約30パーセント入れて最終的な設計金額を算出した。

(尾崎委員長)  
人工についてはどのくらい要するかなかなか算出できないため設計事務所に聞き、単  
価は県の技術者の単価のようなものを使用し、高所作業車や諸経費などを合算して設計  
したと理解するが、仕様書を作成するに当たり何者に見積もりを依頼したのか。

(清水係長)  
この二つの案件を積算するに当たり見積もりを依頼した業者は1者である。そのほか  
にこの二つの案件の前に入札を行った特別養護老人ホーム(朝光苑)劣化状況調査業務  
委託という案件があり、これを積算する際にも見積もりを徴取しており、建物の規模は  
異なるが経費等を参考とした。

(尾崎委員長)  
つまり1者に見積もりを依頼したということだと思うが、その1者は今回の指名業者  
である9者の中に入っているのか。



(清水係長)

今回の9者の中には入っていない。

(尾崎委員長)

承知した。

その業者を選定した理由は何かあるのか。

(清水係長)

積算する時点で、現在、他の小学校の増築の設計をしている設計事務所であり、信頼を置ける業者であったことから見積もりを依頼した。

(尾崎委員長)

承知した。

やはりタイミングに問題があったのではないかと思うが、この案件を同時に6月に入札を行い、履行期限が年内までというようなものを2件同時に出そうと考えたとき、入札する時期をずらすということをあえてしなかったのは何か理由があるのか。

例えば、もっと早めの年度当初に入札をするなど、色々なタイミングはあり得た推察するが、このタイミングに同時になるような経緯というのはなにかあるのか。

先ほど1個前の入札日に朝光苑という施設のものがあったということで確認したい。

(清水係長)

朝光苑については所管課の方から早めに行いたいということの前年度に伺っており、高齢者施設であり、劣化状況によって建て替えをしなければならない結果となった場合、市の政策にも関わってくることから先に入札を依頼しようとしていた。

市庁舎及び中央公民館については、急ぐには越したことはないが、財産管理課での担当業務の采配などを鑑み、新年度の4月に入ってから入札の依頼をすることを決め、朝光苑とは別の日に開札を行う入札日とした。

(尾崎委員長)

なるほど、年度当初に他の案件があり少し出遅れてしまったと。そして出遅れたということは結果的にわかったと。こういうことか。

(清水係長)

そのとおりである。

(尾崎委員長)

本庁舎と中央公民館の案件を一抜け方式で行うことについて指名委員会で決定し9者指名したところ、残念ながら結果的には2者しか応募がなく本庁舎の案件は成立したが、中央公民館の案件は成立しなかった。残った1者と見積合わせを数日後に行ったところ、入札書と同じ金額の見積書が提出され予定価格の範囲内であったことから随意契約を締結したことが確認できた。

これ自体は問題がないと思うが、次に繋げる改善策としてもう少し早めに入札をするとうまいと考えられるため、今回の経験を生かしていただきたいと思う。

(案件に対する監視委員会からの意見)

意見なし

**【議題2 入札及び契約手続きの運用状況の報告について】**

入札及び契約手続きの運用状況について、事務局から報告委員からの質疑及び意見なし

**【議題3 次回の会議について】**

- ・開催予定日：未定
- ・次回の審議案件の抽出：未定

(尾崎委員長)

本日の会議は、以上とする。